

令和 5 年 6 月 6 日
神奈川県教育委員会

「学校と警察との情報連携制度」運用状況報告書

1 運用開始に至る経過

神奈川県個人情報保護審議会からの答申を受け、平成18年8月28日に、神奈川県教育委員会と神奈川県警察本部の間で、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を目的とした「学校と警察との情報連携に係る協定書」を締結した。

締結後は、平成18年11月1日より運用を開始し、運用上の通称名を「児童・生徒支援ネットシステム」としていたが、平成21年度より「学校警察連携制度」に改称した。

2 運用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間

3 運用事案

情報収集事案	違法行為を繰り返している事案	3件
	逮捕又は身柄通告された事案	122件
	生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案	1件
	計	126件
情報提供事案	違法行為を繰り返している事案	0件
	犯罪被害に遭うおそれのある事案	0件
	生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案	0件
	計	0件
合 計		126件

* 運用実施校 61校

4 運用状況

別添「学校警察連携制度運用状況一覧（神奈川県教育委員会）」のとおり

5 検証方法

教育委員会から運用実施校に対し、下記6に記載の検証項目について、協定書及び学校警察連携制度ガイドライン等に基づいて適正に運用されているかを検証した。

その後、教育委員会と警察本部で検証結果を持ち寄り、合同で検証会議を開催した。

6 検証項目

- (1) 情報収集事案及び情報提供事案の件数（令和4年度情報提供事案なし）
- (2) 情報収集事案及び情報提供事案の内容（令和4年度情報提供事案なし）
- (3) 連携の従事者及び取扱者
- (4) 情報収集及び情報提供の方法
- (5) 本人への通知
- (6) 保護者への連絡
- (7) 連絡票の収集及び作成
- (8) 教育委員会への報告
- (9) 教育委員会の協議（令和4年度情報提供事案なしのため検証は行わず）
- (10) 秘密の保持
- (11) 連絡票の管理
- (12) 校長の責務
- (13) 運用実施校における本制度に関する評価
- (14) 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の効果

7 検証結果

全ての事案において、本制度の趣旨に基づき、個人情報保護の観点からも秘密の保持が徹底されるなど、適切に運用されていた。

また、本制度の目的である児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成については、学校警察連携制度の適切な運用により、保護者と連携した効果的な指導・支援を行うなど効果が得られている。